

国保制度の基本的な考え方について

(2007年9月1日現在)

社会保障とは、本来憲法第25条で保障された生存権保障のための政策であるが、保険原理の強化や応益負担化により、低所得者に負担能力を超えた負担を課し、生活を圧迫し、税金による生存権の侵害がすすんでいる。その具体例が、国保制度の運用に「相互扶助」「負担の公平」のもとに、払いきれない保険料(税)が課せられ、払いたくても払えない滞納者に対する制裁が広がっている。

下表は、文書回答の要旨である。「相互扶助」「負担の公平」との回答があった箇所はゴシックで示した。

市町村名		「制度の運用にあたって『相互扶助』『公平な負担』などの考えを持ち込まないでください」への文書回答(要旨)	「すべて被保険者に正規の保険証を交付してください」への文書回答(要旨)
1	名古屋市	国保法第1条にあるとおり、「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的」としてあります	資格証は、負担の公平を図る観点から設けられた制度で円滑的な継続的納付が得られない場合の措置。短期証は、接触機会を持ち、納付相談をおこなうための措置
2	豊橋市	財政の運営を安定したものとするうえで「相互扶助」「公平な負担」は、基幹をなすものだとの認識	短期は、接触の機会を確保し、公平な税負担をしていただく趣旨。資格も同様な目的だが、生活実態を把握する中で適切に運用
3	岡崎市	相互扶助、公平な負担は、考えざるをえない	それぞれの実情等を十分に考慮し、慎重に対応
4	一宮市	規定を遵守しておこなっている	短期、資格は、国保運営上必要な制度
5	瀬戸市	保険制度の運用においては、「公平な負担」等は必要	資格は、負担の公平・公正を図るうえからも法にもとづいた対応と考える。発行前には、弁面の機会の付与をしている、短期も事前の納付相談をおこなっている
6	半田市	必要な給付を行うための財源となる以上、税負担の公平性の確保が必要	資格は、負担の公平性を確保するため中止する考えはない。納税は国民の義務であり、資格、短期の発行は、保険税を納める意思がない被保険者を対象としている。発行は、理由もなく滞納している人に限定している
7	春日井市	保険の技術を用いた加入者の相互共済を図る社会保障制度とも言われている	納税相談機会の創出のため、短期証を活用している状況。資格証は、納税相談にも応じていただけない方への発行となっている。毎週水曜日午後7時半及び毎月最終日曜日を納税相談日とし、生活実態を把握し対応している
8	豊川市	健全な運営を確保するためには、被保険者からの保険料を賄う必要がある	保険料の滞納は、制度の存続に重大な影響を及ぼすので、今後とも適正な処置をとる必要がある
9	津島市	事業の健全な運営を確保し、対応します。	国や県の指導を受けて、要綱等の規定に基づいて実施。短期証の発行は、本人との面談を前提にし、安易に発行することのないよう慎重な運用に努める
10	碧南市	第1条の目的全体を念頭に置いて、制度の運用を行っている	資格書の事務を通して納税相談の機会を確保するものとして考えている。
11	刈谷市	第1条の目的全体を念頭に置いて、制度の運用を行っている	資格書は、機械的な発行はせず、納税相談に応じれば被保険者証を交付している。短期は、納税意欲を損なうことのないよう対応。
12	豊田市	文書回答なし	
13	安城市	第1条にあるように事業の健全な運営を確保していきます	滞納者対策として資格書、短期証とも発行は継続
14	西尾市	皆で支え合い、応分の負担を基にした制度であると考えている	国民健康保険は、皆で支え合い、応分の負担を基にした制度であることから、税の滞納者を含めて正規の保険証を交付することは困難。

市町村名	「制度の運用にあたって『相互扶助』『公平な負担』などの考えを持ち込まないでください」への文書回答(要旨)	「すべて被保険者に正規の保険証を交付してください」への文書回答(要旨)
15 蒲郡市	法律にのっとり運用していく	資格書、短期証の交付は、保険税収納を図る方法のひとつ、納付困難な被保険者には納税相談に応じている
16 犬山市	「社会保障」の一環あるという認識に立ち、努力しているが、国保事業が「相互扶助」の精神に則ったものであることも事実、どちらか一方を声高に主張することなく、バランス感覚をもって運営する	他の納税者とのバランスを考慮すると全くペナルティがないことが最善とは考えていないが、医療を受ける権利を保障するという観点にたち、市独自の基準で運用
17 常滑市	第1条に基づき健全な運営を確保するように努め運用します	実情を把握し、むやみに資格書や短期証を交付するものではないと考えている
18 江南市	国保法の趣旨に則り運営する	納付相談を実施し、資格書、短期証を交付している
19 小牧市	「公平な負担」という考え方も必要	悪質な滞納者に必要に応じて資格書を発行。短期証は、必要最小限としている
20 稲沢市	加入者が保険料を出しあい支え合っただけの「相互扶助」「公平な負担」による制度であることを理解してほしい	資格書は、義務化規定になったので実施せざるを得ない。実施にあたり原則本人と面談もしくは、弁明書により実態把握に努める。短期証は、滞納かつ納税指導ができない方を対象としている
21 新城市	第1条の立場で実施している	不公平感を是正するためにも、法に準拠し実施している。払う意思があって分納中は、正規を交付している
22 東海市	法の精神によりすすめていく	理由もなく滞納している人には必要な制度
23 大府市	法にのっとり運用しているが、財源を必要とする制度である以上、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方も必要	資格書、短期証は、保険税の一つの方法
24 知多市	応能負担、応益負担を具体的にするために、所得割、資産割、均等割、平等割の合算方式としている	悪質なケースに限っては、発行もやむを得ないと考えている。短期証は、3カ年以上の滞納や、年税額の2分の1以上の滞納税が複数年ある場合、6カ月を発行
25 知立市	被保険者の方々の協力なしには成り立たない制度	滞納額が多い世帯主には、短期保険証を発行し、納税相談の機会を増やし国保財政の健全化を図っている
26 尾張旭市	目的は第1条のとおりですが、その実現については、保険の仕組みを用いているので「相互扶助」「公平な負担」が不可欠	法にしたがい適切に交付している。短期は、生活実態を把握するための面談をおこなう必要があることから、一定の未納者を対象に交付している。
27 高浜市		税負担の公平性の観点から、実施する考えはない
28 岩倉市	急速な高齢化、医療技術の高度化等により医療費の伸びと国民の負担との均衡を確保していくことが重要	理由なく1年以上全く納付しない世帯に6カ月の交付し、さらに1年以上同じ状態が続く場合は資格書を交付
29 豊明市	国民皆保険の確立のため制度が整備されてきたことから「相互扶助」「公平な負担」を原則と考えている	資格書は発行していない。短期証は要綱により6カ月を発行。短期証は納付相談の機会と捉え中止の考えはない
30 日進市	基本原理は、自己責任の原則によって経費の負担に応ずる相互共済的な制度であると言われおり、このことから適正、公平な保険税負担により健全な事業運営を図ることを目的としている	資格書発行していない。短期は、6カ月ごとの納税相談の機会と捉えており、変更する考えはない

市町村名	「制度の運用にあたって『相互扶助』『公平な負担』などの考えを持ち込まないでください」への文書回答(要旨)	「すべて被保険者に正規の保険証を交付してください」への文書回答(要旨)
31 田原市	医療費の心配をせずに病院に受診できるよう、各自の負担能力に応じて国保税を賦課し、低所得者に配慮した助け合いの医療保険制度であり、事業の健全な運営を確保していきたいと考える	短期の被保険証を発行し、切り替えの都度、納付相談を行い、生活状況を把握し早期納付をうながしている。資格書は現在は発行していないが、悪質な場合の発行はやむを得ない
32 愛西市	第1条の目的に従って、公平な負担等をお願いしている	収納対策上やむを得ない
33 清須市	回答できません	現在のところ資格書は発行していない。短期証についても正規の保険証と変わらない
34 北名古屋市	法の趣旨に則り適正な運用に努める	個別の面談による納税相談をし、実情に応じて、短期証を交付
35 弥富市	法の趣旨にのっとり実施していく	一定の要件の中で、分納が適正に実行されている方は、正規証を交付している
36 東郷町	保険制度における「相互扶助」「受益者負担」の原則の中でこそ円滑な事業運営が図られるものと考えている	資格書交付実績はないが、滞納者に対しての指導や無理のない措置は必要。短期証の交付も納付相談や指導するうえで有効
37 長久手町	法の趣旨に従って運用する	資格書交付実績はないが、滞納者に対しての指導や無理のない措置は必要。短期証の交付も納付相談や指導するうえで有効
38 豊山町	法の趣旨に沿って運用する	資格書は法で定まっている。何度よびかけても連絡がない、保険証をとりこない方々には、警告文を差し徴収をよびかけているが、それでも応じない方には交付している
39 春日町	「相互扶助」「公平な負担」は運営において大変重要なことと思う。加入者の状況等には配慮して運営していく	資格書はなし、滞納者には短期証
40 大口町	加入者の所得、資産等その担税力に加え、個々の加入世帯あるいは個人が一定額を負担しあい、病気やケガなどに対し必要な給付を行い、お互いの生活の安定を図ることを目的とした、正に相互扶助制度の何ものでもない	滞納者に正規の保険証は、税の公平性を損なうおそれがある。滞納者には短期証を交付し、直接本人と会う機会をもち収納に努める
41 扶桑町	皆で補い合う相互扶助であり、被保険者の負担能力を配慮して、できる限り公平な負担をお願いするものであると考える。社会保障及び国民保健の向上の寄与については、果たしていく必要があると考える	資格書・短期証は、接触の機会を増やし、納税相談等を実施し滞納者に理解いただくもの、負担の公平を図るもの
42 七宝町	現行の法律の中で難しい	他の納税者との均等を図るため、現行通り短期証の発行を行う
43 美和町	相互扶助、公平な負担が保険制度の根本原理であり、この精神なくしては制度は成り立たない。	事務取扱要領に則り対応
44 甚目寺町	健全な運営なくしては、「社会保障及び国民保健の向上」にはつながらないと考える、この点のことからも公平な負担、相互扶助の考えが必要だと考える	税負担の公平を図るため、滞納者に納税指導を行うとともに短期保険証を発行している
45 大治町	相互共済の精神にのっとり、病気やけがなどの保険給付をおこなうためには安心した事業を展開するために、医療費負担が過重に成らないよう措置をこうじておこなっていく	資格書は最後の手段と考え、発行したことがない。6カ月の短期証を交付し滞納者とできるだけ面談する方針
46 蟹江町	法令どおり行っています。	現行どおり
47 飛島村		支払う意思があり、分納中の方へな正規の保険証を交付

市町村名	「制度の運用にあたって『相互扶助』『公平な負担』などの考えを持ち込まないでください」への文書回答(要旨)	「すべて被保険者に正規の保険証を交付してください」への文書回答(要旨)
48 阿久比町	「相互扶助」「公平な負担」の考え方は、制度を維持するために必要	法の定めに従う
49 東浦町	法全体の趣旨をよく判断して運用する	資格書は、得に悪質な滞納者に対して交付する考え。短期証も、滞納額がたまっている方、納税意識の低い方に交付している
50 南知多町	保険税の滞納額が増加することは、保険者の負担がますますとなり、また一般の被保険者に負担を回すことになるものと考え	左記と同様と考える。分納者は短期証で対応している
51 美浜町	現在の運用を継続する	主旨に基づいて進める
52 武豊町	現在の運用を継続する	国保法の主旨にもとづいて進めていく
53 一色町	「相互付与」「公平な負担」の考えがなければ加入者の理解が得られない	国保法第9条の規定に基づき事務をおこなう
54 吉良町	県下の状況、財政事情を勘案し検討する	負担の公平適正化を図るため、現行どおり実施
55 幡豆町	了解しました	正規の保険証を交付
56 幸田町	財政状況等から適正に運用していく	滞納状況を見極め慎重に対応
57 三好町	文書回答なし	
58 設楽町	保険制度は相互扶助の立場で実施するもの。負担は現在でも所得の低い者は低く設定されている。	悪質な滞納者には資格書の発行は継続する。滞納者との協議は常におこなっており、無理な徴収はしていない
59 東栄町	制度により実施する	悪質な滞納者に発行、納めるべき保険料は国民の義務として当たり前のことであり、この制度は必要
60 豊根村	制度の維持のため、滞納者対策については相談をよくして適正に運用していきたい	滞納者の生活実態調査により、税務係と協議し、収納率を高めていく
61 音羽町	文書回答依頼せず	
62 小坂井町	保険制度でありますので「公平な負担」の考え方となる	公平性の観点から一定の条件があることはやむを得ない。納税相談をおこない判断
63 御津町	文書回答依頼せず	